

職業としての介護

職業の意味と職業としての介護

1 職業の語義

- 語義からみた職業のふたつの側面

日本	仕事	なりわい
イギリス	vocation	occupation
フランス	proffesion	metier
ドイツ	Beruf	Geschaft
アメリカ	Calling	business

召命、天職

占める、生業

2 職業の3要素

1 個性の発揮(個人的側面)

タレントの発揮による自己実現、専門職の場合は、固有の知識・技術の発揮

2 役割の実現(社会的側面)

各人の役割や分に応じて、人々や社会に貢献する

3 生計の維持(経済的側面)

勤労の代償として一定の収入を得て、生活を営み、家族を養う

★ 1, 2, の結果として3が得られるという二重構造で成り立っている

★ 3要素に一定の均衡関係が存在することが理想的な職業形態の条件となる。

尾高邦雄「職業社会学」 夢窓庵 1995(1953)

職業とは単なる労働ではなく、その人にとって喜びとなり、使命でもあるところの仕事

活動する人間と職業エートス

- アレントは、人間の基本的な活動力を「労働(labor)」、「仕事(work)」、「活動(action)」の3つに分け、この3つが「人間が地上の生命を得た際の根本的な条件に、それぞれ対応している」とした。
- 「労働(labor)」
肉体の生物学的過程。人間の肉体が自然に成長し、新陳代謝を行い、そして最後には朽ちてしまう過程。
- 「仕事(work)」
人間存在の非自然性に対応する活動力。仕事は、すべての自然循環と異なる物の『人工的』世界を作り出し、人間はその物の世界の内部で、永続性のある安住の地を見いだすことができる。
- 「活動(action)」
物あるいは事柄の介入なしに直接人と人との間で行われる唯一の活動力であり、地球上に生きる世界に住むのが一人の人間manではなく、多数の人間 menであるという事実に対応している。

3 専門職の語義

■ エキスパート (expert)

専門的な知識・技術を職務経験の積み重ねによってさらに洗練 (art) された熟練者

■ スペシャリスト (specialist)

知識や技術の「専門分化 (specialization)」を伴った専門職

■ プロフェッショナル (professional)

「神の宣託 (profess)」を受けた者



専門職における3つの能力の階層

知識

- Data (情報): 言葉で表されて定型化できる情報
- Knowledge (知識): 言葉で表せるが、定型化できない情報
- Knowhow (知恵): 言葉で表すことも定型化もできない情報

技術

- Technic (技術): 手法、技巧
- Skill (技能): 職業的に熟練した能力
- Art (技芸): 芸術的なほどにまで巧みな技術

価値

- Value (価値): 行為主体 (個人・集団) にとっての「のぞましき」についての概念
- 倫理
 - Mores: 遵守することが外部から求められる他律的な行動基準
 - Ethos: 自発的な職業上の気風や気質、心構え
- Good・Love (善・徳・愛): 幸福と喜びをもたらすはたらき

3 専門職とは何か

- 最初に「専門職」といわれたのはキリスト教会における聖職者(司祭や牧師)であり、次に、大学教授(professor)、医師、弁護士が専門職として登場したが、いずれも神の意志を遂行する召命があるとされた。
- 近代以降、専門職の範疇は、教師、会計士、建築家、看護師、栄養士、社会福祉職へと拡大した
- その過程で専門職の根拠は「使命」から「知識」・「技術」へと変容していったが、本来は公共的使命や社会的責任において定義される職業であることは変わっていない

3 専門職の定義

① 属性による定義

- A.フレクスナーの概念(1915)
 - ①学習されうる性質
 - ②実践性
 - ③自己組織へ向かう傾向
 - ④利他主義的であること
 - ⑤責任を課せられた個人であること
 - ⑥教育的手段をこころることによる伝達可能な技術があること

3 専門職の定義

② 発展過程による定義－1

- C.ソンドースとウイルソンの概念
- ①長期の訓練・教育により、高度に体系化・理論化された知識・技術を習得している。
- ②その職業集団の成員には、国家または団体による資格認定が必要とされる。
- ③職業集団自身の組織化と組織維持のため、成員には一定の行為準則(倫理綱領)が必要とされる。
- ④職務を遂行する際には、営利を目的とするのではなく、愛他的動機に従って公共の利益を目的とすることが必要とされる。
- ⑤高度な知識・技術を占有し、それに基づいて公共的な利益を志向する役割が義務づけられる結果として高度の自律性や社会的権限が付与される。

3 専門職の定義

② 発展過程による定義－2

- 第1段階:「可能的専門職」または、「自称専門職(The Would-be professions)」
将来専門職となる可能性を持っている専門職。
- 第2段階:「準専門職(The semi-professions)」
教師、看護師、ソーシャルワーカー等
- 第3段階:「新専門職(The new professions)」
近年急速に専門職の条件を整えてきた専門職。エンジニア、化学者、会計士、そして、自然科学や社会科学に独自の基盤を持つ職業。
- 第4段階:「確立専門職(The established professions)」
法律家、医師、聖職者のいわゆる三大専門職に加え、大学教授等の高度の理論と技術に基づいて、高い社会的地位と信頼、高収入を獲得している職業。

4 2つの職業倫理

- モーレス(mores)

ある社会の成員がそれに従うことを要求される行動基準で、それに対する違反が集団によるなんらかの制裁を伴う拘束的・他律的な道德規範。

職能団体の倫理綱領や国家資格の法的な規定がこれにあたる(尾高邦雄(1970)『職業の倫理』中央公論社25頁)。

- エートス(ethos)

倫理綱領のような外側からの規範ではなく、歴史的経過の中でいつしか人々の血となり、肉となった社会の倫理的雰囲気のようなもの。個人が条件反射的に一定の方向に向かうよう内発的に動機づけられるような社会心理(マックス・ウェーバー著・大塚久雄訳(1989)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店388頁)。

社会福祉士及び介護福祉士の 義務規定(1987年5月)

- (信用失墜行為の禁止)

第45条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

- (秘密保持義務)

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

- (連携)

第47条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

- (名称の使用制限)

第48条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(2007年12月)

■ 見直し (連携)

第四十四条 2 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症(介護保険法(平成九年法律第123号)第八条第十六項に規定する認知症をいう。)であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

■ 追加

(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

(資質向上の責務)

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

医師の倫理綱領

■ 日本医師会の医師の責務

- ・医学知識・技術の習得と生涯教育
- ・研究心、研究への関与
- ・品性の陶冶と保持
(誠実、礼節、品性、清潔、良いマナーなどのいくつかの美德によって培われる)

■ 新ミレニアムの医師憲章

- ・患者の利益追求: 医師は、患者の利益を守ることを何よりも優先し、市場・社会・管理者からの圧力に屈してはならない
- ・患者の自律性: 医師は、患者の自己決定権を尊重し、「インフォームド・ディシジョン」が下せるように、患者をempowerしなければならない。
- ・社会正義: 医師には、医療における不平等や差別を排除するために積極的に活動する社会的責任がある。

社会福祉士の倫理綱領 (日本社会福祉士会)

- 価値と原則
 - 1.(人間の尊厳)
 - 2.(社会正義)
 - 3.(貢献)
 - 4.(誠実)
 - 5.(専門的力量)
- 倫理基準
 - 1)利用者に対する倫理責任
 - 2)実践現場における倫理責任
 - 3)社会に対する倫理責任
 - 4)専門職としての倫理責任

看護者の倫理綱領 (日本看護協会)

- 条文
- 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
- 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
- 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
- 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
- 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
- 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
- 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
- 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
- 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
- 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
- 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
- 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
- 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言

- 前文 私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。
そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える、介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。
- (利用者本位、自立支援)
 - 1 介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。
- (専門的サービスの提供)
 - 2 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。
また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。
- (プライバシーの保護)
 - 3 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

- (総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)
 - 4 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。
- (利用者ニーズの代弁)
 - 5 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。
- (地域福祉の推進)
 - 6 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。
- (後継者の育成)
 - 7 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

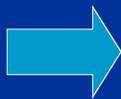
5 専門職化に伴う問題①

- E.フリードソンの「医療と専門家支配」
- 医師は、専門職としての自律性を獲得することで、排他的で支配的な権力を有するようになった。
- 高度に体系化・理論化された知識・技能は、独占的・秘儀的に隔離され、利用者との格差が拡大する。その結果、専門職の権威化が進む一方で利用者は無害化されていく。

5 専門職化に伴う問題②

■ 社会福祉職の専門職化に伴う諸問題

- ① 公的資格の取得や公共機関での雇用等に伴う官僚的な影響への危惧
- ② 不適切な専門分化や技術への傾倒と近視眼的な技術主義
- ③ 過剰な専門職としての自己認識と視点の狭小化
- ④ 技術の独占を目指すことで起こる排他的な専門職業志向
- ⑤ 権威志向によるサービス利用者たる一般市民との遊離

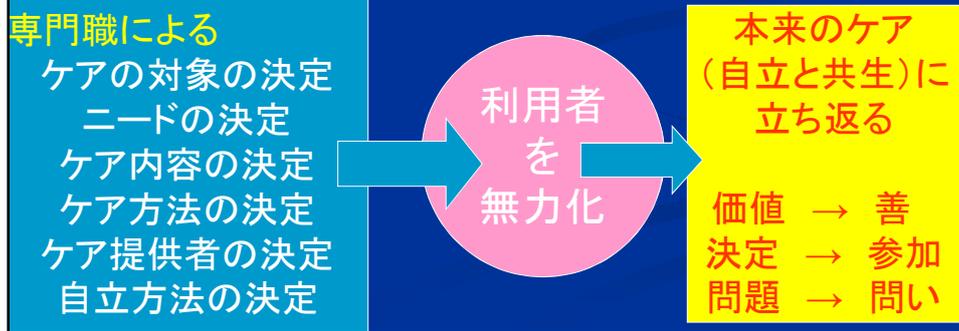


- 本来の使命を根拠とし、過度の技術志向に陥らない
- 専門職としての機能を限定する
- 職業の本来の意味から専門職を捉える

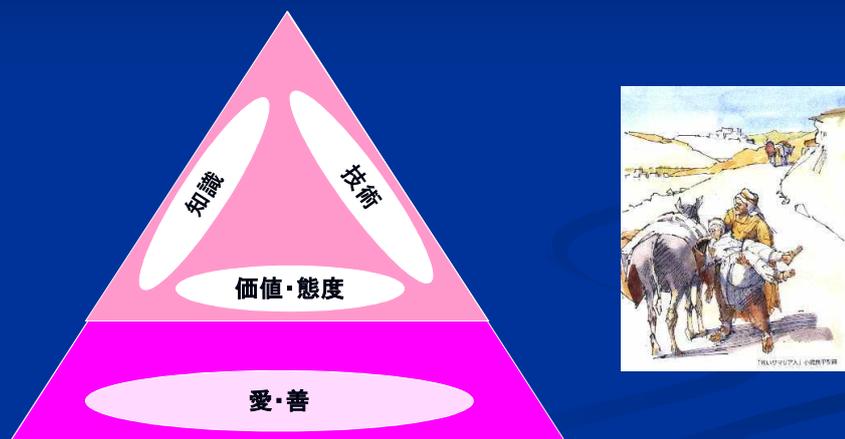
(奥田いさよ「社会福祉専門職制の研究」川島書店 1992)

5 専門職化に伴う問題③

「ケアを行う専門職とは、本質的に人々を無力化するものだ」(イバン・イリイチ「生きる意味」)



6 社会・介護福祉職の能力



何もしないという行為

ケアとは

1. 人に関心を向けること
2. 関心の向け方は、「気がかり」、「心配」等、他者にこころを痛めるかたちである
3. ただ気にかけてり、心配するだけでなく、その気持ちを行為によって表現すること
4. これらのことが自発的に動機づけられていること

無視・・・何もしないということ

trauma(心の傷)を負わせるという行為

